



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第24号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則

- 職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 3
- 鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則（ク）…………… 3
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 4
- 知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 6
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 7
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（ク）…………… 7

==== 公布された規則のあらまし =====

◇ 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1 特殊勤務手当の額等の改正

(1) 次の特殊勤務手当を廃止することとした。

- ア 保健所等受付業務手当
- イ と殺解体作業手当
- ウ 電話交換業務手当
- エ 夜間守衛業務手当
- オ 超硬工具研磨手当
- カ 死体取扱手当

(2) 次の特殊勤務手当の額を改めることとした。

手 当 の 名 称	手 当 額	
	現 行	改 正 後
特殊自動車運転等業務手当	除雪業務 日額 330円	暴風雪警報又は大雪警報発令下での除雪業務 日額 450円 上記以外の除雪作業 日額 300円
	感染症患者移送 日額 230円	感染症患者移送 日額 290円

2 給料表の改定

給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第1関係)

3 調整基本額表の改定

調整基本額表の調整基本額を引き上げることとした。(別表第1の3関係)

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇ 知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 常勤の監査委員の退職手当の支給に係る手続について、知事、副知事、出納長、病院事業の管理者及び教育長と同様の取扱いとすることとした。
- 2 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇ 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に、副所長、副局長、副主幹及び教務主任を加えることとした。
- 2 事務吏員をもって充てる職に、保育士長を加えることとした。
- 3 技術吏員をもって充てる職に、言語聴覚士を加えることとした。
- 4 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇ 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項（第6条関係）

(1) 課の新設

- ア 総務部に広報課を新設することとした。
- イ 企画部に情報政策課及び国民文化祭推進室を新設することとした。
- ウ 生活環境部に防災危機管理室を新設することとした。

(2) 課の再編

- ア 女性青少年課を男女共同参画推進課に改めることとした。
- イ 児童家庭課を子育て支援課に改めることとした。
- ウ 廃棄物対策課を廃棄物・再資源対策課に改めることとした。
- エ 消防防災課を消防課に改めることとした。
- オ 商政課を経済通商課に改めることとした。
- カ 労政能力開発課を労働雇用課に改めることとした。
- キ 農産園芸課を生産流通課に改めることとした。

(3) 課の廃止

秘書課、保険課、国民年金課、職業安定課、雇用保険課、大規模活性化プロジェクト推進室及び下水道課を廃止することとした。

(4) 課の内部組織の変更

- ア 市町村振興課に分権推進室及び国内交流推進室を新設することとした。
- イ 長寿社会課に介護保険室を新設することとした。
- ウ 県民生活課に県民活動推進室を新設することとした。
- エ 工業振興課に企業立地推進室を新設することとした。
- オ 労働雇用課に雇用政策室を新設することとした。
- カ 観光課に観光宣伝室を新設することとした。
- キ 農政課に団体検査室を新設することとした。
- ク 都市計画課に緑地公園室及び下水道室を新設することとした。
- ケ 総務課等の内部組織を変更することとした。

2 附属機関に関する事項（第18条関係）

課の新設、再編等に伴い、庶務担当課を変更するとともに、鳥取県大規模小売店舗立地審議会の新設等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

3 地方機関に関する事項

新設される県民局の内部組織を定めるとともに、地方農林振興局等の内部組織を変更することとした。

4 その他

所掌事務等について所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。ただし、鳥取県大規模小売店舗審議会の廃止に係る部分は平成13年2月1日から、鳥取県大規模小売店舗立地審議会の新設に係る部分は平成12年6月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正するとともに、この改正に伴う経過措置を講ずることとした。

規 則

職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務発明等に関する規則（昭和52年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とし、第17条中「審査会」を「この規則に定める手続」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第10号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「所属名
職氏名

を

「所属名
職氏名」に、

所属長の意見

年 月 日

所属長 職氏名

を

に改める。

様式第3号中「所属名
職氏名」を「所属名
職氏名」に、

⑤ 家主の氏名及び住所
所属長の意見 年 月 日 所属長 職氏名

「⑤ 家主の氏名及び住所」に改める。

様式第4号から様式第6号までの規定中「㊦」を削る。

様式第7号中「所属名
職氏名」を「所属名
職氏名」に、

明渡しの猶予を 必要とする理由	
所属長の意見 年 月 日 所属長 職氏名	

「明渡しの猶予を
必要とする理由」に改める。

様式第8号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第11号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第7号中「種雄牛馬取扱手当」を「種雄牛馬等取扱手当」に改め、同条中同号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号から第15号までを削る。

第6条中「第10号」を「第7号まで」に、「昭和27年11月」を「昭和27年」に改め、同条の表中

馬取扱手当	特殊勤務手当条例第15条	を	災害応急作業手当	特殊勤務手当条例第35条第1項第1号及び第3号	に改
-------	--------------	---	----------	-------------------------	----

め、と殺解体作業手当の項を削る。

第7条第2項第1号中「330円（業務に従事した時間が4時間未満のときは、これに100分の60を乗じて得た額）」を「300円（前項第2号の業務が暴風雪警報又は大雪警報発令時に行われた場合にあっては、450円）」に改め、同項第2号中「230円」を「290円」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号及び第2号の業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の特殊自動車運転等業務手当の額は、前項第1号に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
1	123,300 ^円	225,000 ^円	270,500 ^円	323,700 ^円
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			
31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			

36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

別表第1の3中「10,000円」を「10,100円」に、「11,100円」を「11,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、その者の施行日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最 高 号 給 を 超 え る 給 料 月 額 の 切 替 表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
396,300 ^円	396,500 ^円	433,200 ^円	433,500 ^円	444,100 ^円	444,400 ^円	469,300 ^円	469,600 ^円
399,100	399,300	436,800	437,100	447,800	448,100	473,100	473,400
401,900	402,100	440,400	440,700	451,500	451,800	476,900	477,200
404,700	404,900	444,000	444,300	455,200	455,500	480,700	481,000
407,500	407,700	447,600	447,900	458,900	459,200	484,500	484,800

知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第12号

知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和37年12月」を「昭和37年」に、「第6条」を「第7条」に改め、「、委員会の常勤の委員」を削

る。

第2条第2号中「又は教育長」を「、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）」に改め、同条第3号中「知事、副知事、出納長、病院事業の管理者又は教育長」を「知事等」に改め、同条第4号を削る。

第3条中「知事、副知事、出納長、病院事業の管理者又は教育長の退職の場合には、第3号様式とし、常勤の委員等の退職の場合には、規則第3条に規定する退職手当金額計算書の様式とする。」を「第3号様式」に改める。

第3号様式中「知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、教育長」を「知事、副知事、出納長、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長」に、

病院事業 の管理者	率		月		円
--------------	---	--	---	--	---

を

病院事業 の管理者	率		月		円
常勤の 監査委員	率		月		円

に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第13号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「局長」を「副所長・局長・副局長」に改め、「企画員」の次に「副主幹・教務主任」を加え、同表第2号中「児童生活支援員」の次に「保育士長」を加え、同表第3号中「診療放射線技師」の次に「言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第14号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4款 削除(第29条・第30条)」を「第4款 県民局(第29条・第30条)」に、「第16款 削除(第71条の4-第71条の6)」を「第16款 削除(第71条の12・第71条の13)」に、「第19款 削除(第71条の14-第71条の16)」を「第19款 削除(第71条の12・第71条の13)」に、「第20款 精神保健福祉センター(第71条の14-第71条の16)」を「第19款 精神保健福祉センター(第72条-第73条の2)」に、「第21款 健康増進センター(第72条・第73条)」を「第19款 精神保健福祉センター(第72条-第73条の2)」に、「第1款 検定所(第90条・第91条)」を「第1款 削除」に、「第3款の2 商工労政事務所(第96条の2-第96条の4)」を「第3款の2 産業体育館(第96条の5・第96条の6)」に、「第3款の3 産業体育館(第96条の5・第96条の6)」を「第1款の2 とっとり花回廊(第108条の2・第108条の3)」に、「第1款の2 とっとり花回廊(第108条の2・第108条の3)」に、「第2款 とっとり花回廊(第109条-第111条)」を「第2款 とっとり花回廊(第109条-第111条)」に、「第5款 削除(第118条-第120条)」を「第5款 削除」に、「第12款 削除(第136条・第137条)」を「第12款及び第13款 削除」に、「第1款の2 姫路鳥取線用地事務所(第156条の2・第156条の3)」を「第1款の2 姫路鳥取線用地事務所(第156条の2-第156条の4)」に、「第2款 港湾事務所(第156条の4-第156条の6)」を「第2款 港湾事務所(第156条の5-第156条の7)」に、「第3款 鳥取港海友館(第156条の7・第156条の8)」を「第3款 鳥取港海友館(第156条の8・第156条の9)」に、「第4款 みなとさかい交流館(第156条の9・第156条の10)」を「第4款 みなとさかい交流館(第156条の10・第156条の11)」に、

「第5章 その他の機関

第1節 社会保険事務所(第160条-第162条) を「第5章 雑則(第160条)」に改める。

第2節 削除(第163条-第165条)

第6章 雑則(第166条)

第2条第1項中「、地方機関及びその他の機関」を「及び地方機関」に改め、同条第5項を削る。

第6条の表総務部の項中

秘書課	秘書第一係・秘書第二係・広報室
県民室	
総務課	総務係・法制係・文書係・私学振興係

を

総務課
県民室
広報課

総務係・秘書第一係・秘書第二係・法制係・文書係 ・私学振興係
県政広報係・情報発信係

に改め、同表総務部の税務課の項中「・自動車税係」

を削り、同表総務部の市町村振興課の項中「行政係・選挙係」を「財政係・選挙係・地域振興係・税政係・交付

税係・分権推進室・国内交流推進室」に改め、同表企画部の項中

企画課	総務係・企画員
-----	---------

を

企画課	総務係・企画員
情報政策課	企画員

に、

交通政策課
女性青少年課

企画員	を	国民文化祭推進室	総務企画係・事業第一係・事業第二係
		交通政策課	企画員
		男女共同参画推進課	企画係・普及推進係

に改め、同表企画部の統計課の項中「人口生計係・農林教育係・商工係・普及係」を「人口生計教育係・商工農林係・普及係・統計資料係」に改め、同表福祉保健部の福祉保健課の項中「指導係・地域福祉係・保護係」を「地域福祉係・保護係・援護係」に改め、同表福祉保健部の長寿社会課の項中「老人医療係・援護係」を「国保指導係・国保医療係・介護保険室」に改め、同表福祉保健部の児童家庭課の項中「児童家庭課」を「子育て支援

課」に、「管理係」を「少子化対策係」に改め、同表福祉保健部の項中	健康対策課	老人保健係・母子保
	保険課	庶務係・会計係・監
	国民年金課	庶務係・会計係・企

健係・予防係・精神保健係・健康増進係
理係・医療係・国保指導係・国保業務係
画係・指導係・福祉年金係

を	健康対策課	管理係・地域保健係・予
---	-------	-------------

防係・精神保健係・健康増進係

に改め、同表生活環境部の項中

廃棄物対策課
景観自然課
県民生活課
消防防災課

一般廃棄物係・産業廃棄物係
管理係・全県公園係・自然環境係・施設係
管理係・生活安全係・衛生指導係・食品衛生係
消防係・防災係・保安係・無線室

を	廃棄物・再資源対策課	リサイクル推進係・一般廃棄物・廃棄物施設係
	景観自然課	管理係・自然環境係・景観づ
	県民生活課	消費生活係・衛生指導係・食推進室
	防災危機管理室	防災係・危機管理係
	消防課	消防係・保安係・無線室

物係・廃棄物指導係
くり係・施設係
品衛生係・県民活動

に改め、同表商工労働部の商政課の項中「商政課」を「経済通商課」に改め、同表商

工労働部の工業振興課の項中「技術開発室」を「産業支援係・事業振興係・企業立地推進室」に改め、同表観光課の項中「観光第一係・観光第二係・観光施設係」を「観光施設係・観光宣伝室」に改め、同表商工労働部の項中

労政能力開発課	労政係・労働福祉係・職業能力開発係・倉吉分室
職業安定課	庶務係・雇用対策係・雇用援護係・需給調整係
雇用保険課	庶務係・適用給付係・徴収係・収納係

を

労働雇用課	労政係・労働福祉係・職業能力開発係・雇用政策室
-------	-------------------------

に改め、

同表農林水産部の項中

農政課	総務係・中山間振興係・農地係・調整係
大規模活性化プロジェクト推進室	

を

農政課	総務係・農山村振興係・農地係・団体検査室
-----	----------------------

に改め、同表農林水産部の経営

指導課の項中「営農係・普及指導係・植物防疫係・専門技術員室・団体指導室」を「団体指導係・担い手育成係・

普及指導係・専門技術員室」に改め、同表農林水産部の項中

農産園芸課	農産係・食糧係・果樹係・花き特 済係
畜産課	管理流通係・企画経営係・生産振 生環境係
耕地課	企画調整係・管理係・水利防災係 整備係
農村整備課	指導係・換地係・総合整備係・構

産係・野菜係・農産経
興係・草地基盤係・衛
・ほ場整備係・農道
造改善係

を

生産流通課	流通企画係・農産係・果樹係・野菜花き係・農業環境係
畜産課	管理流通係・企画経営係・生産振興係・草地基盤係・衛生環 境係
耕地課	管理係・計画係・水利農道係・ほ場整備係・指導係
農村整備課	管理係・総合整備係・構造対策係

に改め、同表土木部の項中

都市計画課	審査係・計画係・区画整理係・街路係・公園緑地係
下水道課	管理係・企画指導係

を

都

市計画課 審査係・計画係・街路区画係・土地利用係・緑地公園室・下水道室」に改め、同表土木部の建築課

の項中「建築指導係」の次に「耐震営繕係」を加える。

第7条秘書課の項及び県民室の項を削り、同条総務課の項中第15号を第18号とし、第12号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 知事及び副知事の秘書に関する事。
- (13) 行幸啓その他皇室に関する事。

(14) 庁中儀式に関すること。

第7条総務課の項の次に県民室の項及び広報課の項として次のように加える。

県民室

- (1) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 陳情、要望等の処理に関すること。
- (3) 県の業務に対する苦情の申出・相談の処理に関すること。
- (4) その他県政に係る広聴に関すること。
- (5) 不服申立ての処理の総括に関すること。
- (6) 情報公開に係る事務の総括に関すること。
- (7) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
- (8) 行政手続に係る事務の総括に関すること。
- (9) 県民局に関すること。

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 政府の委託による国の広報に関すること。
- (4) 庁内放送に関すること。

第7条市町村振興課の項を次のように改める。

市町村振興課

- (1) 市町村の行政運営の支援に関すること。
- (2) 市町村の地域振興施策の支援に関すること。
- (3) 過疎・中山間地域の活性化の総合調整に関すること。
- (4) 市町村の税制に関すること。
- (5) 市町村に係る地方交付税に関すること。
- (6) 市町村の地方分権の推進に関すること。
- (7) 市町村の国内交流の推進に関すること。

第7条国際課の項中第4号を削る。

第8条企画課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に情報政策課の項として次のように加える。

情報政策課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (3) 行政情報化の推進に関すること。

第8条公園都市政策課の項中第5号を「倉吉未来中心に関すること。」に改め、第6号から第9号までを削り、同条文化振興課の項の次に国民文化祭推進室の項として次のように加える。

国民文化祭推進室

国民文化祭の開催に関すること。

第8条女性青少年課の項中「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改め、同項第1号中「女性施策」を「男女共同参画社会の実現のための施策」に改め、同項第4号を「男女共同参画センター」に改める。

第9条福祉保健課の項中第17号を第22号とし、第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、第14号の次に次の5号を加える。

- (15) 引揚者の援護に関すること。
- (16) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関すること。
- (17) 未復員者及び未引揚者並びにそれらの留守家族に関すること。

(18) 戦没者及びその遺族に関すること。

(19) 旧軍人及び旧軍属に関すること。

第9条長寿社会課の項中第6号中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同項7号及び第8号を次のように改める。

(7) 国民健康保険に関すること。

(8) 国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

第9条長寿社会課の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、同条児童家庭課の項中「児童家庭課」を「子育て支援課」に改め、第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 少子化対策に関すること。

第9条健康対策課の項第17号中「及び健康増進センター」を削り、同条保険課の項及び国民年金課の項を削る。

第10条廃棄物対策課の項中「廃棄物対策課」を「廃棄物・再資源対策課」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) リサイクルの推進に関すること。

第10条景観自然課の項第1号中「企画及び調整」を「企画、調整及び普及啓発」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「自然公園」の次に「及び長距離自然歩道」を加え、同項中同号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同条県民生活課の項中第20号を第21号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「鼠族昆虫」を「ねずみ、衛生害虫等」に改め、同項中同号を第14号とし、第12号を削り、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「貯蓄奨励」を「貯蓄及び生活設計の啓発」に改め、同項中同号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(4) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。

第10条県民生活課の項の次に防災危機管理室の項として次のように加える。

防災危機管理室

(1) 災害対策の総括に関すること。

(2) 原子力災害対策の総括に関すること。

(3) 防災に係る危機管理システムに関すること。

(4) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整（防衛施設庁に係るものを除く。）に関すること。

第10条消防防災課の項中「消防防災課」を「消防課」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条商政課の項中「商政課」を「経済通商課」に改め、同項第7号中「計量検定所、商工労政事務所及び」を削り、同条工業振興課の項を次のように改める。

工業振興課

(1) 工業の振興に関すること。

(2) 企業立地の推進に関すること。

(3) 農村地域への工業等の導入の促進に関すること。

(4) 産業振興体制の整備に関すること。

(5) 鉱業権に関すること。

(6) エネルギー対策に関すること。

(7) 発明及び知的所有権に関すること。

(8) 産業技術センターに関すること。

第11条労政能力開発課の項中「労政能力開発課」を「労働雇用課」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 雇用対策に関すること。

第11条職業安定課の項及び雇用保険課の項を削る。

第12条農政課の項第4号中「中山間地域」を「農山村地域」に改め、同項中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 農林水産部の試験研究機関における研究等の総合調整に関すること。
- (12) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

第12条大規模活性化プロジェクト推進室の項を削り、同条経営指導課の項第1号中「の検査及び」を「農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を削り、同項第12号中「地域農業改良普及センター、農業大学校、農村総合研修所及び病害虫防除所」を「農業大学校及び農村総合研修所」に改め、同号を同項第9号とし、同条農産園芸課の項中「農産園芸課」を「生産流通課」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 植物防疫に関すること。
- (6) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (7) 農業試験場、園芸試験場、病害虫防除所、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。

第12条耕地課の項中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 土地改良事業の認可に関すること。
- (4) 土地改良区に関すること。
- (5) 土地改良事業に係る換地に関すること。
- (6) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査に関すること。

第12条農村整備課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「農業構造改善」を「経営構造対策事業」に改め、同項中同号を第4号とし、第7号及び第8号を削り、同条林務課の項第3号中「の検査及び」を「及び森林組合連合会の」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条水産課の項第5号中「（漁業協同組合連合会を除く。）の検査及び」を「及び漁業協同組合連合会の」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 世界かにミュージアムに関すること。

第13条道路課の項第5号中「道路技手」を「道路技術員」に改め、同条都市計画課の項第1号中「（下水道に関するものを除く。）」を削り、同項に次の6号を加える。

- (6) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 不動産鑑定業に関すること。
- (10) 土地開発基金に関すること。
- (11) 下水道に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

第13条下水道課の項を削る。

鳥取県公文書公開審議会	鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第13条第1項の規定による情報の開示範囲及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てについての審議に関する事務	県民室
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に關す	

第18条の表中

	る重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出についての審議に関する事務	
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務課

を

鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務課
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民室
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出についての審議に関する事務	

に改め、同表鳥取県財

産評価審議会の項中「昭和38年3月」を「昭和38年」に改め、同表鳥取県特別職報酬等審議会の項中「昭和39年7月」を「昭和39年」に改め、同表鳥取県自治研修所運営審議会の項中「昭和31年3月」を「昭和31年」に改め、同表鳥取県公務災害補償等認定委員会の項中「昭和42年12月」を「昭和42年」に改め、同表鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の項中「平成8年7月」を「平成8年」に改め、同表鳥取県総合開発審議会の項中「昭和25年8

月」を「昭和25年」に改め、同表中

中海地区新産業都市建設協議会	新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）第10条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務

を

中海地区新産業都市建設協議会	新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）第10条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に關
----------------	--

に改め、同表鳥取県青少年問題協議会の

る重要事項の調査審議に関する事務

項を削り、同表中

鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第6条第2項の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
鳥取県医療扶助審議会	鳥取県医療扶助審議会条例（昭和30年4月鳥取県条例第18号）第2条の規定による要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議に関する事務

鳥取県社会福祉審議会

を

社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第6条第2項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務

に、

鳥取県介護保険審査会	介護保健法（平成9年法律第12号）の規定による保険給付に関する料その他の徴収金に関する処分申立ての審査に関する事務
------------	---

3号) 第183条 処分又は保険 についての不

を

鳥取県介護保険審査会	介護保健法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

に、

鳥取県児童福祉審議会

鳥取県保育士試験委員

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	児童家庭課
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第4項の規定による保育士試験の合格者の決定その他保育士試験に関する事務	

を 「鳥取県保育士試験委員 児童福祉法施行13条第4項の規の決定その他保

令（昭和23年政令第74号）第13条第4項の規定による保育士試験の合格者の決定に関する事務	子育て支援課
---	--------

に改め、鳥取県地方社会保険医療協議会の項及び鳥取県国

民健康保険審査会の項を削り、同表鳥取県環境影響評価審査会の項中「平成10年12月」を「平成10年」に改め、

同表鳥取県景観審議会の項中「平成5年3月」を「平成5年」に改め、

鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定年3月鳥取県条民の消費生活び県民の消費生に対する意見の
------------	------------------------------------

及び向上に関する条例（昭和55例第5号）第24条の規定によるに関する重要事項の調査審議及活に関する事項に関しての知事具申に関する事務

を

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及びる総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡知事に対する意見具申に関する事務
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥5号）第24条の規定による県民の消費生活に関する調査審議及び県民の消費生活に関する事項に関してする意見の具申に関する事務

条例第46号) 矯正に関する調整並びに 取県条例第重要事項のの知事に対

に、

鳥取県環境衛生適正化審議会	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務
---------------	--

を

鳥取県環境衛生営業審議会

鳥取県環境衛生営業審議会条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務

に、

鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員会
鳥取県公衆浴場入浴料金審議会	鳥取県公衆浴場入浴料金審議会

クリーニング師試験委員条例（昭和34年第32号）第1条の規定による試験に関する事務

入浴料金審議会条例（昭和38年第44号）第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項に関する事務

を

鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務
----------------	--

県条例第32条の事務

に改め、同表鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員の項中「昭和34年10月」を「昭和34年」に改め、

同表鳥取県防災会議の項から鳥取県大規模小売店舗審議会の項までを次のように改める。

鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理室
鳥取県中小企業振興対策審議会	鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例（昭和28年鳥取県条例第27号）第1条及び第2条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	経済通商課
鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により商工組合等が締結する組合規約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により事業協同組合等が締結する団体規約に関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	経営流通課

に改める。

第18条の表鳥取県観光総合審議会の項中「昭和28年1月」を「昭和28年」に改め、同表鳥取県職業能力開発審議会の項中「労政能力開発課」を「労働雇用課」に改め、同表鳥取県農業振興審議会の項中「昭和36年4月」を「昭和36年」に改め、「第1条及び」を削り、「農林水産業の基本施策」を「鳥取県の農業・農村の振興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項」に、「答申」を「知事に対する意見の具申」に改め、同表鳥取県改良普及員資格試験審査委員の項中「昭和27年12月」を「昭和27年」に改め、同表中鳥取県卸売市場審議会の項を削り、同表鳥取県林業改良指導員資格試験委員の項中「昭和33年4月」を「昭和33年」に

改め、同表中	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会	鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会条例（昭和40年10月鳥取県条例第35号）第2条の規定による沿岸漁業構造改善事業に関する重要事項の調査審議に関する事務	を	鳥取県水産業振興審議会

鳥取県水産業振興審議会条例（昭和40年鳥取県条例第35号）第2条の規定による鳥取県の水産業の振興に関する重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務

に改め、鳥取県網代漁港管理会の項及び鳥取県境港漁港

管理会の項を削り、同表鳥取県都市計画地方審議会の項中「鳥取県都市計画地方審議会」を「鳥取県都市計画

審議会」に改め、同表中	鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	を	鳥取審議
				鳥取面地
				鳥取査会

県屋外広告物会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
県国土利用計方審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務
県土地利用審	国土利用計画法第39条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務

に改め、鳥取県水防協議会の項を削り、同

表鳥取県地方港湾審議会の項中「昭和49年6月」を「昭和49年」に改める。

第22条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4章第2節第4款を次のように改める。

第4款 県民局

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県県民局設置条例（平成12年鳥取県条例第1号）第1条の規定により設置された県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中部県民局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡

鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
----------	-----	------------------

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局	県民課
鳥取県西部県民局	県民課・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

- (1) 管内地方機関の総合調整に関すること。
- (2) 県の業務に対する苦情の申出・相談の処理に関すること。
- (3) 県政に係る広聴に関すること。
- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 市町村との連絡調整に関すること。
- (8) 中小企業の各種相談に関すること（中部県民局に限る。）。
- (9) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること（中部県民局に限る。）。
- (10) 労働相談その他労働に関すること（中部県民局に限る。）。
- (11) 庶務に関すること。

商工労働課

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (2) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 労働相談その他労働に関すること。

第34条第2項収税課の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受理に関すること（東部県税事務所に限る。）。

第36条の6第2項の表中「・高齢者福祉係」を削る。

第37条の見出し中「管轄区域」を「所管区域」に改め、同条の表以外の部分中「鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例（昭和30年3月）」を「鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年）」に、「管轄区域」を「所管区域」に改め、同条の表中「管轄区域」を「所管区域」に、「第13条第6項」を「第13条第5項」に改める。

第38条第1項の表中「・高齢者福祉係」を削る。

第39条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第39条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第9号）第1条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県身体障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域

第41条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第41条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第10号）第1条の規定により設置された

知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取県の区域

第45条の7中「収容し」を「入所させ」に、「行ない」を「行い」に改める。

第45条の11及び第47条中「収容して」を「入所させて」に改める。

第47条の3中「欠陥」を「障害」に、「収容して」を「入所させて」に改める。

第49条中「収容し」を「入所させて」に改める。

第50条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第50条 鳥取県児童相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第13号）第1条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

第51条第1項中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第52条の表中「相談判定課・一次保護課」を「相談課・判定保護課」に改める。

第53条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第53条 鳥取県婦人相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第7号）第1条の規定により設置された婦人相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県婦人相談所	鳥取市	鳥取県の区域

第59条中「収容して」を「入所させて」に改める。

第60条中「庶務係、指導部及び養護部」を「総務課及び育成課を置き、課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係」に改める。

第62条中「収容して」を「入所させて」に改める。

第68条中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第71条の2の見出し中「管轄区域」を「所管区域」に改め、同条第1項中「地域保健法第5条」を「鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条」に、「管轄区域」を「所管区域」に改め、同条第2項中「地域保健法第12条」を「鳥取県保健所条例第3条」に、「管轄区域」を「所管区域」に改める。

第71条の3第2項中「管轄区域」を「所管区域」に改め、同項生活環境課の項第2号中「鼠族昆虫」を「ねずみ、衛生害虫等」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項保健衛生課の項第11号中「鼠族昆虫」を「ねずみ、衛生害虫等」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第4章第4節第19款を削る。

第4章第4節第21款を削り、同節第20款中第71条の16を第73条の2とし、第71条の15を第73条とし、第71条の

14中「平成3年5月」を「平成3年」に改め、同条を第72条とし、同款を同節第19款とする。

第74条を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第74条 鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例第16号)第1条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県食肉衛生検査所	西伯郡名和町	鳥取県の区域

第75条第1号中「西伯郡内のと畜場に係る」を削り、同条第3号中「西伯郡内の」を削る。

第4章第6節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第90条及び第91条 削除

第94条及び第95条を次のように改める。

(名称及び位置)

第94条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)第1条の規定により設置された産業技術センターの名称及び位置は次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県産業技術センター	鳥取市、米子市及び境港市

(所掌事務)

第95条 産業技術センターは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること。
- (2) 産業技術に関する試験、分析等に関すること。
- (3) 産業技術の研修に関すること。
- (4) 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (5) 開放施設等の提供に関すること。

第4章第6節第3款の2を削り、第96条の5中「平成9年3月」を「平成9年」に改め、同節第3款の3中第96条の5を第96条の2とし、第96条の6を第96条の3とし、同款を同節第3款の2とする。

第107条第1項の表以外の部分中「課を」を、「課及び農業改良普及部を」に改め、「及び主幹」を削り、同項の

表鳥取地方農林振興局の項中		企画主幹・農務主幹・ 指導主幹・畜産主幹	を	農業振興課
	普及指導第一課			鳥取農業改良普及部
	普及指導第二課			気高農業改良普及部

生産流通係・担い手育成係・地域振興係

に改め、同表八頭地方農林振興局の項中

農業振興課	企画主幹・農務主 指導主幹・畜産主
普及指導課	

幹・ 幹	を	農業振興課	生産流通係・担い手育 成係・地域振興係
		八頭農業改良普及部	

に改め、同表倉吉地方農林振興局の項中

農業振興課	企画主幹・農務主幹・ 指導主幹・畜産主幹
普及指導第一課	
普及指導第二課	

を

農業振興課	生産流通係・担い手育 成係・地域振興係
倉吉農業改良普及部	
東伯農業改良普及部	

に

改め、同表米子地方農林振興局の項中

農業振興課	企画主幹・農務主幹・ 指導主幹・畜産主幹
普及指導第一課	
普及指導第二課	

を

農業振興課	
米子農業改良普及部	
西伯農業改良普及部	

生産流通係・担い手育 成係・地域振興係

に改め、同表日野地方農林振興局の項中

農業振興課	企画主幹・農務 指導主幹・畜産
普及指導課	

主幹・ 主幹

を

農業振興課	生産流通係・担い手育 成係・地域振興係
日野農業改良普及部	

に改め、同条第2項を次のように改める。

2 農業改良普及部の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取農業改良普及部	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
気高農業改良普及部	気高郡気高町	気高郡
八頭農業改良普及部	八頭郡郡家町	八頭郡
倉吉農業改良普及部	倉吉市	倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町及び北条町
東伯農業改良普及部	東伯郡東伯町	大栄町、東伯町及び赤碕町
米子農業改良普及部	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村
西伯農業改良普及部	西伯郡大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町
日野農業改良普及部	日野郡日野町	日野郡

第107条第3項中「各課」の次に「及び農業改良普及部」を加え、同項総務課の項第2号中「他課」の次に「及び農業改良普及部」を加え、同条第3項農業振興課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農地関係等の調整に関すること。

第107条第3項農業振興課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、同条第3項中普及指導課、普及指導第一課及び普及指導第二課の項を削り、農業振興課の項の次に農業改良普及部の項として次のように加える。

農業改良普及部

(1) 改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及

指導を総合するための活動に関すること。

- (2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。
- (3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

第108条中「地域農業改良普及センター、」を削る。

「第2款 地域農業改良普及センター」を削り、第109条及び第110条を削り、第108条の3を第110条とし、第108条の2を第109条とし、第4章第7節第1款の2を同節第2款とする。

第111条を次のように改める。

第111条 削除

第116条中「、蚕業」を削る。

第128条第1号中「農業」を「農林業」に改める。

第145条の2を次のように改める。

(名称、位置及び所管区域)

第145条の2 鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県境港水産事務所	境港市	米子市、境港市及び西伯郡

第147条中「庶務係」を「管理係」に改める。

第153条中「設置及び管理」を「設置等」に、「昭和39年3月」を「昭和39年」に改める。

第156条第1項の表鳥取県鳥取土木事務所の項中

鳥取環状道路建設推進室	
-------------	--

を「

鳥取環状道路建設推進室 用地係・工務係」に改め、同表鳥取県鳥取土木事務所の建築住宅課の項中「設備係」を「設備係・大規模施設係」に改め、同表鳥取県倉吉土木事務所の建築住宅課の項中「営繕係」を「営繕係・大規模施設係」に改め、同条第2項工務第一課の項第3号及び第4号中「鳥取土木事務所、郡家土木事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所を除く」を「倉吉土木事務所に限る」に改め、同項第5号中「鳥取土木事務所、倉吉土木事務所及び米子土木事務所を除く」を「郡家土木事務所に限る」に改め、同条第3項工務第二課の項第5号を削る。

第4章第8節第4款中第156条の10を第156条の11とし、第156条の9中「平成9年3月」を「平成9年」に改め、同条を第156条の10とする。

第4章第8節第3款中第156条の8を第156条の9とし、第156条の7を第156条の8とする。

第4章第8節第2款中第156条の6を第156条の7とし、第156条の5を第156条の6とし、第156条の4中「平成7年3月」を「平成7年」に改め、同条を第156条の5とする。

第4章第8節第1款の2に次の1条を加える。

(内部組織)

第156条の4 姫路鳥取線用地事務所に管理係、工務係及び用地係を置く。

第5章を削り、第6章中第166条を第160条とし、同章を第5章とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条の表の改正規定中鳥取県大規模小売店舗立地審議会に関する部分 平成12年6月1日

(2) 第18条の表の改正規定中鳥取県大規模小売店舗審議会に関する部分 平成13年2月1日

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

2 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「鳥取県総務部県民室」の次に「、中部県民局又は西部県民局」を加える。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の鳥取県知事の資産等の公開に関する規則第7条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に作成される資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧について適用する。